

移住者支援

若年・子育て世帯家賃サポート始めます！



白老町は、町内民間賃貸住宅に町外から転入された世帯に対し、家賃の一部を補助します。

**補助対象者** 以下の①～③全てに該当する方

- ①令和2年4月1日以降に町外から町内民間賃貸住宅に転入し、転入後2年以上町内に居住する意思を有している方
- ②「若年世帯（世帯主が40歳未満）」または「子育て世帯（15歳以下の子どもと同居している世帯）」に該当する世帯の世帯主
- ③町税等滞納者・暴力団員・生活保護受給者・他の公的住宅扶助受給者が世帯主及び同居人にいない方など



**支援内容** (月額家賃－住宅手当) × 1/2

若年世帯：上限1万円  
 子育て世帯：上限1.5万円  
 転入後3カ月以内に申請が必要となります。詳細は下記担当へ問い合わせてください。

問い合わせ先：企画課 地域振興グループ ☎82-8213

町内新婚さんの生活を支援！

1世帯30万円（上限）を補助



新婚夫婦の新生活スタートを応援するために「白老町結婚支援補助金」を交付します。

対象となる夫婦は？

- ①令和2年4月1日～令和3年3月31日までに婚姻した夫婦
  - ②夫婦共に婚姻日において34歳以下、かつ所得の合計が340万円未満の夫婦
  - ③対象となる住居が白老町内にあり、かつ申請時に住所がその住所である夫婦
- ※①～③の条件を全て満たしている方が対象となります。



支援の内容は？

- ①引越費用  
結婚を機に引越しをした場合に要した費用（業者への支払い分）
  - ②住居費  
結婚を機に新たに住宅を取得、または賃貸に要した費用（敷金、礼金、仲介手数料、賃貸料など）
- ※令和2年4月1日以降（年度内）に支払った上記の費用が対象です。
- ※上記費用に対して30万円を上限として交付します。

問い合わせ先：企画課 企画グループ ☎82-8213